

鳥取県教育委員会告示第3号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条第1項及び学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第33条の2の規定に基づき、技能教育のための施設及び連携科目等を次のとおり指定したので、同令第33条の3の規定により告示する。

平成25年3月5日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

- 1 技能教育のための施設の名称及び所在地
学校法人鶏鳴学園あすなろ高等専修学校
鳥取市湖山町二丁目228-1

- 2 連携科目等

連携措置をとることができる科目	連携措置をとることができる科目に対応する高等学校の科目
ビジネス基礎	ビジネス基礎
ビジネス情報	ビジネス情報
電子商取引	電子商取引

- 3 指定年月日
平成25年4月1日